



DX推進及びW I T Hコロナ対策業務に関する合意書

持続可能な ICT (Information and Communication Technology) 基盤整備及び合理的配慮を伴う ICT 業務プロセスの共同研究業務（以下「本業務」という）、及び DX 推進業務について 社会福祉法人天神会（以下「甲」という）と、株式会社 J U S P O （以下「乙」という）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、甲は乙に本業務に関連する調査及び検証に協力し、乙は甲に本業務に関する ICT 業務プロセスの支援をする事を、次の条項により本合意書にて取り交わす。

第1条 (総則)

- 乙は、甲の指示により本業務を信義に従って、誠実に履行しなければならない。
- 2 乙は、甲の指示により正確、迅速をもって本業務を処理しなければならない。

第2条 (業務の範囲及び呼称の許可)

- 本件業務は次に指定する範囲とする。
- ① 合意するサービスレベル (S L A) に基づく ICT ヘルプデスク業務（以下「ヘルプデスク業務」という）
 - ② 合理的配慮を伴う ICT 業務プロセス研究業務（以下「研究業務」という）
 - ③ W I T Hコロナ DX (デジタルトランスフォーメーション) 推進業務
- 2 本業務の甲の対応責任者は次のものとする。
社会福祉法人 天神会 法人本部事務局長 清水 進
- 3 本業務の乙の従事責任者は次に指定するものとする。
株式会社 JUSPO 山内 雄司
- 4 本業務の乙の従事者は次に指定するもの他あらかじめ甲に報告するものとする。
株式会社 JUSPO 取締役 寺田伊織
- 5 甲は、乙が指定された業務を遂行するにあたって 3 項で指定した者に以下の呼称の使用を許可する。
① 社会福祉法人天神会 DX 推進アドバイザー
- 6 乙は甲の立場として意思決定できる権限を保持しない。

第3条 (ICTヘルプデスクにおけるサービスレベルの合意)

- 乙は甲にヘルプデスク業務について以下を実施すること。
- 2 3か月毎のサービスレベルは以下の項目毎に見直す事とする。
- ① 問い合わせ（以下「インシデント」という）窓口業務
各施設にインシデント用掲示板【C h a t w o r k s】（以下掲示板）設定し、甲が設定された掲示板に問い合わせを書き込み、乙は書き込みに対して翌営業日の 16 時までに対処方法もしくはエスカレーション状況などを返答する。
 - ② エスカレーション

乙はパソコンの故障やアプリケーションの不具合など、外部事業者の関与が必要な場合には外部事業者に対して問い合わせを担当する。

対応状況については掲示板に進捗を随時報告する。

③ インシデント管理

乙はインシデント対応毎に記録し、対応について可視化すること。

④ 報告対応

乙はインシデント発生件数、内容、エスカレーション範囲、について月ごとに報告書を翌月5日までに提出する。

⑤ ナレッジの可視化・定着化及びコンテンツ管理

乙は、甲が希望するICT関連のアプリケーションなどの導入について、マニュアル作成や研修を実施する。但し必要な外部事業者などの費用については事前に甲に提示し合意を得た場合はその費用は甲が負担すること。

- 3 乙はヘルプデスク業務の実施にあたり、あらかじめ甲に報告した障がい福祉事業利用者を作業スタッフとして配置すること。

① 配置日

障がい福祉事業営業日

② 配置時間

10：00-15：00

- 4 乙はサービスレベルを見直す会議を3か月以内に実施し、新たなサービスレベルを双方で合意すること。

第4条 (合理的配慮を伴うICT業務プロセス研究)

乙は、ヘルプデスク業務で蓄積された情報に基づき、障がいによる特性毎に解決もしくは緩和する業務プロセス方法を研究する。

- 2 乙は、甲に事前に了承を得た研究機関・団体と第6条を遵守し匿名加工情報制度などに準拠した匿名処理等を実施した情報について共有することができる。
- 3 乙は、甲に契約終了までに任意の報告書を提出すること。

第5条 (DX(デジタルトランスフォーメーション)推進業務)

乙は、甲のICT基盤を強化するためにデータやデジタル技術を活用して、主に顧客からのニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルまた業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土などを調査し推進する体制を以下の項目に沿って提言する事。

- ① 通信インフラ環境の見直し（災害対策を含む）
- ② エコシステムの立案
- ③ DX人材の育成
- ④ 国政策などの調査及び実証実験などの立案
- ⑤ 産学官連携の推進
- ⑥ その他DX推進に関わるもの

2 乙は、DX 推進業務にあたり甲が指定する執務室に少なくとも 1 名配置する事。

3 配置日

平日（土日祝日、8月 13-15 日、12月-31 日、1月 1-5 日は除く）

4 配置時間

10:00-15:00

第6条 (秘密保持)

乙は、甲又は甲の取引先から開示を受けた情報その他本業務、本協定書に関する一切の情報（以下「本件秘密情報」という）を、甲の定めた条件に従い、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。但し、次のいずれかに該当する情報は本件秘密情報から除外する。

- ① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- ④ 本協定書に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2 乙は、甲の書面による事前承認を得ずに、本件秘密情報を第三者に開示してはならない。

3 乙は、本件秘密情報を本協定書の目的の範囲内でのみ利用することができる。

4 乙は、本条に基づき乙が負う義務と同様の義務を課すことを条件に、本協定書第 5 条に基づく乙の再委託先に本件秘密情報を開示することができる。

5 乙は、本協定書の目的を達成するために必要がある場合には、本条と同様の秘密保持義務を負わせた上で、本件秘密情報を本件業務に関わる業務従事者（前項に基づき、再委託先に本件秘密情報を開示する場合は、その役員及び従業員を含む）に対してのみ開示することができる。

6 乙は、本業務が完了した場合又は甲から求めがあった場合、甲の指示に従い、甲の定める期日までに本件秘密情報（複製物等がある場合は当該複製物等を含む）を返還しなければならない。

7 甲は、本業務における本件秘密情報の利用・管理状況について隨時乙から報告を求め、乙とその再委託先の事業所等の立ち入り検査を実施し、又は甲が指定するものに実施させることができる。乙は、甲から本件秘密情報の管理に関わる必要な措置の指示を受けた場合は、直ちに是正措置を講じなければならない。

第7条 (報酬について)

本業務のうち第 2 条 1 項 2 ICT ヘルプデスク業務について月額 10 万円（税別）とする。

2 本業務のうち第 2 条 1 項 3 DX 推進業務について以下の支給とする。

- ① 契約開始日から令和 3 年 3 月 31 日まで 月額 15 万円（税別）
- ② 令和 3 年 4 月 1 日以降 月額 20 万円（税別）

- 3 甲は第17条に定める乙からの報告書に基づいて以下の範囲で旅費交通費を支給する。
 - ① 甲に事前に承認を得た場合、新幹線代金及び宿泊費用を実費精算する。
- 4 乙は本条2項及び第3条2項4の報告書と合わせて請求書を提出し、提出された月内に乙が指定する口座に支払うこと。

第8条 (甲の執務室の使用)

甲は、乙の本業務の遂行のため、甲の執務室の使用を認める。執務室の使用については甲の指示に従うものとする。また、その使用料は無償とする。

第9条 (権利義務の譲渡禁止)

乙は、本協定書によって生ずる権利又は義務を、甲の承認を受けないで第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第10条 (再委託)

乙は、甲の承認を得た場合に限り、本業務の全部または一部を第三者に再委託できるものとする。

- 2 甲の承認を得た場合、乙は、再委託先に本協定書に基づく一切の義務を遵守させる。

第11条 (資料の提出)

乙は、甲に対して本業務の処理に必要な資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項の提供された資料等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。
- 3 乙は、第1項の提供された資料のうち甲から返還の請求を受けたとき、または、本件業務遂行上不要となったときは、速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が返還を請求しない資料は、乙において焼却等の方法により厳正に処分しなければならない。
- 4 甲と乙は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

第12条 (資料等転用の禁止)

乙は、本業務のデータファイル、プログラム、その他本業務に関する資料を本業務以外の用に供してはならない。

第13条 (事故発生時の報告)

乙は、本業務の遂行に関わる事故が生じたときは直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

第14条 (監査)

甲は、乙に対して本業務の処理状況について報告を求め、若しくは監査することができる。

第15条（損害賠償）

乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項以外の場合においては、甲と乙が協議のうえその損害の負担を定めるものとする。

第16条（本協定書の解除）

甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、本協定書を解除することができる。

- ① 乙の責に帰すべき事由により、本協定書期間中に本協定書を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。
- ② 乙の業務が著しく不誠実と認められ、また、本協定書を誠実に履行する意思がないと認められるとき
- ③ 前各号のほか、乙が本協定書に違反したとき。
- ④ 正当な理由により、乙が本協定書の解除を申し出たとき。

第17条（連絡報告体制）

乙は、本業務において業務遂行後速やかに甲の担当者に次の各号が明記された項目をグループウェア等にて通知するものとする。

- ① 業務目的
- ② 業務時間
- ③ 訪問先及び訪問者氏名役職等
- ④ 訪問場所（移動距離）
- ⑤ 業務内容

第18条（有効期間）

- 1 本協定書の有効期間は契約締結日より令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに双方から意思表示がなければ、同じ条件でさらに1年間更新され、それ以後も同様とする。
- 2 本協定締結をもって「ICTに関する調査研究に関する合意書」は解除する。
- 3 本協定書第2条（秘密保持）の規定は、本協定書の有効期間終了後5年間においても有効に存続するものとする。

第19条（優先順位）

本協定書以外に定義された文書、メール、メモ、口頭陳述が存在する場合、本協定書が優先されるものとする。

第20条 (合意管轄裁判所)

本協定書に関して訴訟の必要が生じた場合、岡山地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに甲乙は合意する。

第21条 (隨時協議)

本協定書に定めのない事項は、その都度甲乙にて協議の上、決定するものとする。

上記覚書の締結の証として本書2通を作成し、甲乙2者、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年 11月 27日

甲 岡山県笠岡市神島3628-16
社会福祉法人 天神会
理事長 岡崎利治



乙 岡山県笠岡市笠岡 5241
株式会社 JUSPO
代表取締役 増井 佐世子

